

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク 定 款 細 則

第1章 総則

(目的)

第1条

この細則は、定款に基づき、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク（以下「法人」という。）の業務を執行するための根拠となる、定款の具体的な内容を定めるものとする。

(構成)

第2条

細則の構成は、定款の構成に準拠するものとする。

第2章 目的及び事業

(事業)

第3条 法人は定款第5条に基づく次の事業（以下「事業」という。）を行う。

- ① 放課後児童クラブ事業
- ② 支援員の登録・育成事業
- ③ 放課後児童クラブ交流事業
- ④ 放課後児童クラブ運営の事務受託事業
- ⑤ 公益行事への参加事業
- ⑥ その他 定款に基づく事業

(事業組織)

第4条 定款第3条の目的を果たすために、法人執行部(以下「執行部」という。)と放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)を設置する。

- 2 執行部は理事のうち理事長・副理事長・専務理事で構成する。
- 3 執行部及び理事を補佐するため事務局を設置する。
- 4 クラブは、各学校単位で保護者により運用される定例会と役員会で構成する。

(代表者会議)

第5条 法人は、保護者、支援員、及び各児童クラブの運営について連絡調整を行う機関として、代表者会議を設置する。

(執行部の業務)

第6条 執行部は定例会を年6回以上開催する。

- 2 執行部は次の事項を処理する
 - ① 理事会の議題の決定及び上程
 - ② 活動計画の提案・総会議案の上程
 - ③ 予算の作成
 - ④ 人事配置計画の策定・執行
 - ⑤ 職員の採用・任用及び解雇に関すること
 - ⑥ その他必要と認められる事項

(児童クラブの業務)

第7条 児童クラブは、次の業務を行う

- ① 運営費の管理（管理方法は別途定める）
- ② 事務局との連絡調整
- ③ 支援員の日常業務管理・監督
- ④ 保護者間の交流促進
- ⑤ 備品・設備の管理
- ⑥ 入所説明会の開催など児童の募集
- ⑦ 法人への入会説明など会員の募集
- ⑧ その他 クラブの運営にかかる業務

(事務局の業務)

第8条 第4条第3項の事項を行うために事務局は、次の業務・事務を所管する。

- ① 支援員の管理・育成
- ② 保険料・社会保険料の支払

- ③ 各児童クラブの費用の支払
- ④ 保育料の徴収
- ⑤ 委託料の請求
- ⑥ その他 法人の運営にかかる業務

第3章 会員

(種別)

第9条 正会員は、筑紫野市内の各児童クラブに現に在籍する児童の保護者を基本とする。

(会費)

第10条 会費を年間2000円とし、会員は、年度が始まる4月1日に法人に支払うものとする。

(退会)

第11条 理事長は、毎年、年度の始まる4月1日以前の少なくとも1ヶ月以上前から、新年度の会員の退会か継続かの意思を確認し、退会予定者については、退会届を出すための事務手続きをすすめなければならない。

第4章 役員及び職員

(選任等)

第12条 役員を構成する理事は、各児童クラブより2名を選任するものとする。また、児童クラブに所属しない正会員の中からも、選任することができる。

(弁償)

第13条 役員弁償額は、各役員当たり年間50000円を限度とする。

第5章 総会

第6章 理事会

(理事と会長の兼務)

第14条 法人の理事と定例会の長である会長は、原則として兼務しないものとする。ただし、保護者会で兼務が認められた場合は、この限りではない。

(委員会の種類)

第15条 委員会は、理事会の運営機関として通常的に設置される常設委員会と特定の事業目的を実施するために設置される特別委員会があり、必要に応じて理事会が設置する。

2 常設委員会として次のものを設置し、運営責任者は、理事の中から選任する。

① 人事管理委員会

3 特別委員会の運営責任者は、理事または理事会が認めた会員を選任する。

第7章 資産及び会計

第8章 定款の変更、解散及び合併

第9章 公告の告示

第10章 細則

附 則

1 この細則は、この法人の成立の日から施行する。

2 この細則の変更は、理事会で決定する。

3 この細則は、平成20年6月1日から施行する。

4 この細則は、平成22年4月24日から施行する。

5 この細則は、平成25年5月26日から施行する。

6 この細則は、令和2年4月1日から施行する。